

感染症発生時における 業務継続計画の策定等について

2021年11月25日研修資料

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

本日の研修のアウトライン

- 1 業務継続計画（BCP）とは
- 2 感染症発生時のBCP策定のポイント
- 3 BCP策定に使用可能なひな形の紹介
- 4 BCP策定までの間及び普段の業務の確認に使えるチェックシートについて
- 5 連絡事項

1 業務継続計画（BCP）とは

BCP（業務継続計画）とは

BCPとは Business Continuity Plan の略称で業務継続計画などと訳されている。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常どおりに業務を実施することが困難になる。まず、**業務を中断させないように準備**するとともに、**中断した場合でも優先業務を実施する**ため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画のこと。

社会福祉施設等におけるBCPについて

社会福祉施設等においては、**高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用している**ことから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、**サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められる。**

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定めるBCPを策定することが有効であることから、基準条例の改正により、**当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられている（令和6年3月31日までの経過措置期間あり）。**

「令和2年度 社会・援護局関係主管課長会議資料（厚生労働省）」を一部修正

災害時と感染症発生時の違い

項目	地震災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	◎できる限り事業の継続・早期復旧を図る ◎サービス形態を変更して事業を継続	◎感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	◎主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	◎主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	◎被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	◎被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	◎過去事例等からある程度の影響想定が可能	◎長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	◎主に兆候がなく突発する ◎被害量は事後の制御不可能	◎海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ◎被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	◎事業を復旧すれば業績回復が期待できる	◎集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

出典：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省）」

2 感染症発生時に備えたBCP策定のポイント

業務継続計画と感染対策マニュアルに含まれる内容の違いとは

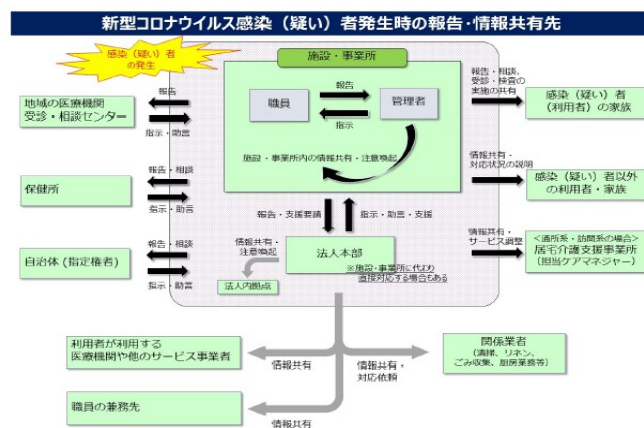
内容		BCP	感染対策マニュアル
平時の取組	ウイルスの特徴	△	◎
	感染予防対策 (手指消毒の方法、ガウンテクニック等)	△	◎
	健康管理の方法	△	◎
	体制の整備・担当者の決定	◎	△
	連絡先の整理	◎	△
	研修・訓練	◎	○
	備蓄	◎	○
感染（疑い）者 発生時の対応	情報共有・情報発信	◎	○
	感染拡大防止対策（消毒、ゾーニング方法等）	△	◎
	ケアの方法	△	◎
	職員の確保	◎	○
	業務の優先順位の整理	◎	×
	労務管理	◎	×

※◎、○、△、×は違いを分かりやすくするための便宜上のものであり、各項目を含めなくても良いことを意味するものではない。

出典：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省）」

①施設・事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築（様式1・様式2）

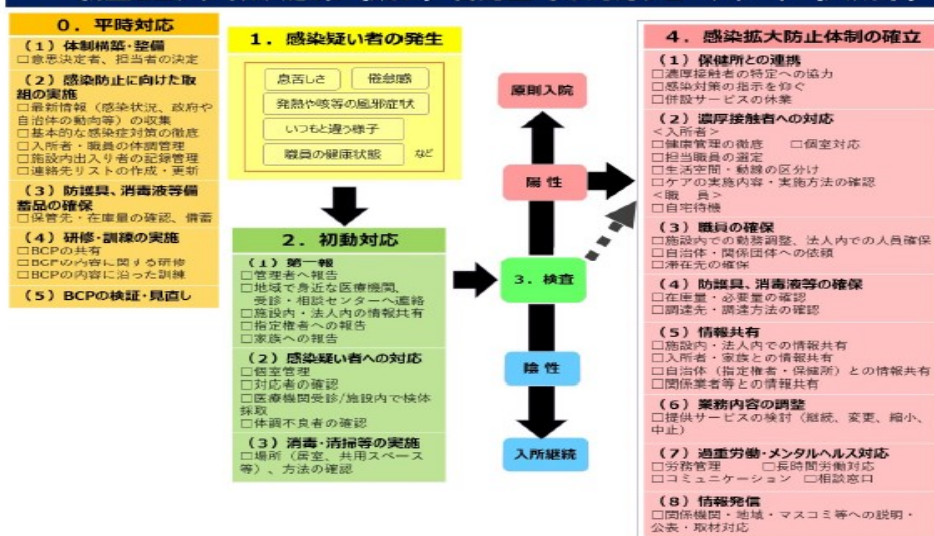
・平時と緊急時の情報収集・共有体制や情報伝達フロー等の構築



出典：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省）」

②感染（疑い）者が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応フローチャート（入所系）



出典：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省）」

③職員確保（様式5）

・濃厚接触者（感染者）となった入所者・利用者とその他の入所者・利用者の介護等を行う職員は可能な限り担当を分けることが望ましい。



・しかし、施設・事業所の職員が感染者や濃厚接触者となること等により、職員の不足が見込まれ、担当職員を分けた対応が困難になることから、交差感染のリスクが高まる。



・以上のことから、適切なケアの提供だけでなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要。



・施設・事業所内・同一法人内の職員確保体制の検討のみならず、状況に応じて、関係団体からの応援職員の派遣依頼等についても検討を行うこと。
・特に看護職員等については、通常時から法人内において連携を図り、緊急時の対応が可能な状況の確保に努めること。

④業務の優先順位の整理（様式7）

参考：優先業務の考え方の例

職員数	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
優先業務の基準	生命を守るため必要最低限	食事、排泄中心、その他は減少・休止	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常
食事の回数	減少	減少	朝・昼・夕	ほぼ通常
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
排泄介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	ほぼ通常
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
洗濯	使い捨て対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に交換	順次、部分的に交換	ほぼ通常

出典：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省）」

⑤計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

※計画の実効性の確保に向けた取組のポイント

- ・ B C P は、策定するだけでは実効性があるとは言えず、危機発生時においても、迅速に行動ができるよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要がある。

- ・ 最新の知見等を踏まえ、計画について定期的に見直すことも重要である。

参考：高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に関する事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750414.pdf>

3 B C P のひな形について

介護施設・事業所における
業務継続ガイドライン

BCPに関する研修動画はこちら

- ▶  [新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#) [PDF形式: 4.0 MB] 
- ▶  [\(別添\) 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン\(様式ツール集\)](#) [XLSX形式: 42KB] 
- ▶  [\(入所\) 新型コロナウイルス感染症BCPひな形](#) [DOC形式: 104KB] 
- ▶  [\(通所\) 新型コロナウイルス感染症BCPひな形](#) [DOC形式: 108KB] 
- ▶  [\(訪問\) 新型コロナウイルス感染症BCPひな形](#) [DOC形式: 100KB] 
- ▶  [自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#) [PDF形式: 8.7MB] 
- ▶  [自然災害BCPひな形](#) [DOC形式: 280KB] 
- ▶ [研修動画](#)

・新型コロナウイルス感染症に係るBCPの策定時に使用可能なひな形については、(入所)、(通所)及び(訪問)の各サービスごとに、厚生労働省ホームページ(下記URL)に掲載されている。

・今回の研修ではあまり触れていない、自然災害発生時に備えたBCPのひな形も掲載されているので要確認。

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

4 BCP策定までの間及び普段の業務の確認に使えるチェックシートについて

チェックシートの紹介

- ・表面では主にＢＣＰ策定時に必要となる項目を中心に、平時からの備えや、発生時に連絡が必要な連絡先、準備しておくべき書類などについて確認できるようになっている。
- ・裏面には、感染対策マニュアル等に表示されている項目が挙げられており、日常の業務を行うに当たってのチェックリストとして活用できるものとなっている。
- ・ＢＣＰ未策定の事業所については、策定までの間、感染発生に備えた準備状況の確認などに使用可能なものとなっている。
- ・ＢＣＰ策定済の事業所についても、裏面を活用して、日々の感染対策の取組状況について確認可能となっている。

本日のまとめ

- ・ＢＣＰの策定に当たっては、厚生労働省ＨＰに掲載されているひな形等を活用し、各施設・事業所の実態に則したものを策定する。
- ・感染対策マニュアルとＢＣＰは用途が異なるが、どちらも重要であることから、最新の知見等の情報収集を行い、必要に応じて定期的な見直しが必要である。
- ・本日お示したチェックシート等を活用していただき、日頃からの感染防止策の徹底と、非常時への備えをお願いします。

5 連絡事項

避難確保計画の策定について

・市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定促進を行っており、今年度中の策定率100%達成を目標にしている。

・市町村地域防災計画に位置付けられているが、避難確保計画が未策定の施設・事業所におかれましては、早期の策定をお願いします。

・今後中小河川の洪水浸水想定区域が指定されたり、変更（拡大）されると、市町村地域防災計画に位置付けられる要配慮者利用施設が増加することが見込まれる。

参考：国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/boasai-gensai-suibou02.html>

新型コロナウイルス感染症対応状況チェックシート（BCP項目等）

確認日	令和 年 月 日	確認者	
-----	-------------------------	-----	--

項目	確認事項	☒	特記事項
施設・事業所における感染防止対策に向けた取組（平時からの備え）			
全体を統括する責任者の決定	感染症発生時の意思決定者及び担当者を決定し、従事者に周知している。 意思決定者： 担 当 者：	☐	
取組方針	施設・事業所における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の徹底を行っている。	☐	
消毒用アルコールの設置	施設・事業所入り口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、手指の消毒の徹底を呼び掛けている。	☐	
衛生用品の確保	マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、ガウン等が3日以上確保できている。	☐	
	衛生用品の保管場所がグリーンゾーンにあり、従事者が保管場所を把握している。	☐	
研修及び訓練の実施 ゾーニングの シミュレーション	当該施設・事業所における指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を行っている。	☐	
	実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応についての訓練を定期的に行っている。	☐	
休憩時・食事時の対策	人との距離について、十分な距離をとり、向かい合わせとならないような座席の配置としている。	☐	
	食事中の会話は控え目にし、会話をする際にはマスクを着用している。	☐	
施設・事業所内の清掃・消毒	施設・事業所内をこまめに清掃し、感染性廃棄物については廃棄後の接触を防ぐためビニール袋に密閉するなどして、蓋つきのゴミ箱に廃棄している。	☐	
	従事者及び利用者が日常的に触れる、共用部（手すり、ドアノブ等）の消毒を行っている。	☐	
面会について	電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合には、マスクの着用や手洗い、パーティションの設置など感染防止対策を厳重に徹底している。	☐	
	面会者に体温を計測してもらい、発熱が認められる場合や頭痛等の新型コロナウイルス感染を疑う症状など、体調に不調を感じる場合には面会を断っている。	☐	
感染症発生時への備え			
保健所等の連絡先	従事者が、感染が疑われる者が発生した場合の連絡先を把握している。または連絡先を従事者がわかる場所に掲示している。 所管保健所：（ ） 受診相談センター：（ ） <PCR検査が確定した場合> 指定権者：（ ）	☐	
感染者発生時に必要な記録等の確認	利用者のケア記録（体温、症状等が確認できるもの）	☐	
	直近の勤務体制が分かるもの（勤務表等）	☐	
	陽性者と接触があった者が確認できるリスト	☐	
	施設・事業所内に入出入りした者が確認できるもの（面会簿等）	☐	
	施設・事業所平面図（保健所等への提供用）	☐	
従事者の確保体制	従事者に陽性者が複数発生した場合に備え、同一法人内で応援職員の派遣等を検討している。	☐	
	介護保険関連団体協議会等を中心とした応援スキームを把握している。（該当施設・事業所のみ）	☐	

新型コロナウイルス感染症対応状況チェックシート（感染対策マニュアル等）

確認日	令和 年 月 日	確認者	
-----	---	-----	--

項目	確認事項	☑	特記事項
従事者への対応			
従事者及び従事者家族の健康状態の把握	出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないよう徹底している。	☐	
	従事者の家族が発熱した場合の対応等について、あらかじめ施設・事業所内で検討を行い、対応方法について周知している。	☐	
マスクの着用	施設・事業所内での不織布マスクの着用を徹底している。	☐	
	飲食する時などマスクを外す場合は他の従事者と一定の距離を保ち、向かい合わせにならないよう1つずつ席をずらす等の対応を行っている。	☐	
手洗い・手指消毒の徹底	流水下における液体石けん等での十分な手洗いを行っている。	☐	
	共有のタオルは使用せず、ペーパータオル等を使用している。	☐	
	施設・事業所入り口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、出勤時や手洗い後、ケア提供のたびにその前後に手指消毒を行っている。	☐	
対応マニュアル等の周知	国が作成した「介護現場における感染対策の手引き第2版」や県が作成した「新型コロナウイルス感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応について」の内容を確認し、従事者全員に周知している。	☐	
ケアの場面での対応			
換気の実施	2方向の窓や扉を開け、数分程度の換気を1時間に2回以上行っている。	☐	
	冷暖房使用時も部屋の換気を行っている。	☐	
利用者の健康状態の把握	日頃から利用者の検温等による健康状態の確認を行い、健康状態の把握を行っている。	☐	
リハビリテーション及びレクリエーション等の実施時	利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保ち、対面にならないよう椅子等を配置している。	☐	
	声を出す機会を最小限にすることや、声を出す際にはマスクを着用している。	☐	
	可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らし、人が密に集まって過ごすことを避ける等の対応を行っている。	☐	
食事の介助	食事の前には必ず、利用者、従事者ともに手洗い、手指消毒を行い、座席の配置は密を避けるように配置している。	☐	
	介助は原則1名ずつ行い、やむを得ず他の利用者の介助が必要になった場合には、使い捨て手袋の交換や手洗い、手指消毒を行っている。	☐	
	むせやすい利用者へのサービス提供の場合にはマスクに加え、フェイスガード、ゴーグル等の感染防護具を使用している。	☐	
	食事で使用したテーブル等の消毒を毎食後に必ず行っている。	☐	
排泄介助	排泄物に直接触れない場合でも使い捨て手袋、エプロン（またはガウン）を着用して行っている。	☐	
	使い捨て手袋、エプロン等は1ケアごとに取り替え、手袋を外した都度、手洗い、手指消毒を行っている。	☐	
	使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては、感染防止対策を講じている。	☐	
感染（の疑いがある）者が発生した場合の対応			
初動対応	感染（の疑いがある）者が発生した場合の初動対応について、マニュアル等を作成し従事者に周知している。	☐	
情報共有・報告等	感染（の疑いがある）者が発生した場合に、施設・事業所内で情報共有が図れるよう、報告先を周知している。	☐	